

労働者 古くは
名加名 在都

東田流産道

造船界ノ不況ノ甚クハ銀引下ノ上カニ労働時日ノ延長ニ
果シカ最近空産何方相ノ相シニ造船業滞滞ノ上ニ爲メ
其ノ方ノ職工ノ心付見ニ重ク見レシテ山地造船所ノ家増ノ
我ノ可堪来ノ任重ニ後任也ニテ計條ノ取札書提出也
云々

1. 時日短縮ノ条件トシ後記 二月二十日

2. 現狀維持ノ時日トシ後記 二月三十日

右村平田時日外等 労働ノ合意ニ双方ニ同意シテ後
ノ又所積大線等長物短ノ取札書提出ノ事ニ若キモ
協成至シ八月三日 解法也

労働条件

一 賃金

従来ノ賃金表

二月二十日

労働賃金表

二月二十日

回丸掛 西築二場

労働者 京都市上京区東塩川通一乗上

労働者 男四三三女一

労働者 男一

東田流産道

京都市労働局

佐藤園主ノ方ヨリ本報六月一日在工場ノ執業工員作
古地ノ労働者トシテ其ノ賃金ノ付テ之ニ同意シテ
右記ノ労働者トシテ其ノ賃金ノ付テ之ニ同意シテ